

2018.4月 診療報酬・法律の改正



●年金～保険証交付システムの変更をうけて、**保険証発行中証明書**のみで、今までのように**保険証と同様の3割負担での診療が不可**です。(2010.4.10 協会健保にて確認済み)

●月初回の来院時の、**保険証・医療症忘れも同様**です。(従来から同様)

●”保険証切り替え中・書き換え中の証明書”は、後日保険証をお持ちいただいた時の準備として、正しい診療録の登録の為に有用です。提示していただき、スキャン致します。

●そのうえで、**当日は自費でお支払いいただき**、後日、**領収書と共に、新しい保険証を御持参頂きます(月末まで)**。窓口では、**現物の保険証・医療症**を認証して、保険者負担分(3割の場合は7割分)を返金可能となります。

●国の規則で、期限内の**保険証・医療症・受給者証(現物)**を、月初に一度窓口で提示することは、自己責任で必須と規定されています！この原則に留意してください！

●**月初に必ず現物の確認**が必要です。(なければ自費で一度お支払いいただきます)。

・月の途中で**保険証が切り替わる場合には、必ず自己申告して、期限が切れる(切り替わる)場合は、期限切れとなる保険証は、手元にあっても使用しないこと、速やかに返却か破棄を行うことが、規則で定められております。**

●保険の規則により、有効期限外の保険証使用は厳重に禁じられていますので、ご注意ください。

●保険証・医療症・受給者症を月の初回受診日当日に忘れた場合、保険の切り替え中のかたなど、現物を持参されなかった患者様(コピー・写真不可)は、一度自費でお支払いいただくことになっております。

●後日、正しい保険証・医療症・受給者証をお持ちになったときに、受付で確認して、保険証が有効であれば自己負担分以外の社会保険・国保負担金を返金して清算させていただきます。自費⇒保険の清算は当該月末日まで厳守となっております。

●このとき、必ず自己負担をお支払い頂いた時の領収書現物の提出が必要です。

2018.4.10 ITOKC 院長 伊藤

